本学は、中国安徽省にある阜陽師範大学と 大学間における国際交流協定を締結しております。

今治明徳短期大学と阜陽師範大学との間における

国際交流に関する協定書

今治明徳短期大学(日本国)と阜陽師範大学(中華人民共和国)は、両大学の間における 国際交流を促進させるために、以下のとおり協定を締結する。

- 第1条 両大学は、以下の項目について交流を促進する。
 - (1) 教職員の交流
 - (2) 学生の交流
 - (3) 国際交流に関する情報及び資料の交換
 - (4) その他両者が同意した事項
- 第2条 前条に基づく具体的な活動の策定及び実施については、両大学の部局間で個別に 協議し、覚書により合意するものとする。
- 第3条 本協定は、両大学の代表者の合意文書により、修正または変更することができる。
- 第4条 両大学の代表者による署名のうち、後に署名した日付より効力を発し、5年間有効とする。但し、期間満了の1か月前までに、両大学のいずれからも書面による本協定終了の意思表示がなされない場合、期間満了の翌日より5年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 第5条 有効期間内においても、いずれの大学は6か月前の通知により本協定を解消する ことができる。ただし、既に派遣交流中の学生及び教職員については、派遣交流 合意時の協定が派遣交流終了時まで効力を発する。
- 第6条 本協定は、日本語及び中国語で2部ずつ作成され、そのいずれも正本とする。

両大学の代表者は下記のそれぞれの日付で本協定に署名することにより、本協定成立の 証とする。

今治明徳短期大学

(職名) 学 長 (氏名) か (氏名) か (氏名) か (氏名) か (氏名) が (たる) 阜陽師範大学 (職名) (氏名) (氏名) 年 9 月 1 日

今治明徳短期大学と阜陽師範大学との間における

学生交流に関する覚書

今治明徳短期大学(日本国)と阜陽師範大学(中華人民共和国)は、今治明徳短期大学(以下「甲」という)と阜陽師範大学(以下「乙」という)間に締結された国際交流に関する協定(以下「協定」という)に関し、同協定の国際交流の具体的事項を取り決めるため、次のとおり合意する。

- 第1条 両大学は、学生交流を促進するために、以下の項目を行うものとする。
 - (1) 甲は乙の推薦する学生を、短期留学生(1年間)として受け入れる。また、乙 は甲の推薦する学生を、短期留学生(1年間)として受け入れる。
 - (2) 乙は、相当の日本語能力を有した、短期留学に適する者を甲に推薦するものとする。
 - (3) 甲または乙が受け入れる留学生数は、15 名以内とする。ただし、両大学の合意を経て人数の調整ができる。
 - (4) 短期留学生の受け入れ期間は、1年間とする。ただし、両大学の合意により、 更に1年を限りとして延長することができる。
 - (5) 両国間の移動に要する経費、留学期間中の学費、及び寮費については、学生が 自己負担する。
 - (6) 留学期間中に受講した科目の単位認定は、甲または乙が行うものとする。
- 第2条 本覚書は、両大学の代表者による署名のうち、後に署名した日付より5年間を有効とする。但し、期間満了の1か月前までに、両大学のいずれからも書面による本協定終了の意思表示がなされない場合、期間満了の翌日より5年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 第3条 有効期間内において、協定が解消されたときは、本覚書も解消する。
- 第4条 本覚書は、日本語および中国語で2部ずつ作成され、そのいずれも正本とする。

両大学の代表者は下記のそれぞれの日付で本覚書に署名することにより、本覚書成立 の証とする。

今治明徳短期大学

(联名) 学長 (氏名) からい はいから はいまして (氏名) からいる 年 かりによる 阜陽師範大学

(氏名) 年9月1日